

ドーピング防止規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA規程」という）及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という）を遵守し、これに基づく厳格なドーピング・コントロールを実施するとともに、本協会独自の啓発及び抑止活動を通じて、パワーリフティング競技において禁止物質及び禁止方法を使用する者、更にはその使用を企てる者を排除し、競技が健全に、公平に且つ誠実に実施されることを期するとともに、パワーリフティング競技選手の肉体的・精神的健康を保持し、当該競技の社会的信頼を確立するために、アンチ・ドーピング及びドーピング・コントロールに関する基本的な内容を定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、次の各号に規定する団体及び個人に対して適用する。

- (1) 本協会の役員、専門委員会の委員（委員長を含む）、事務局担当者及び職員
- (2) 本協会に登録した競技者、審判員及びジムやクラブ等の団体
- (3) 国際的競技会に派遣される日本代表選手団のメンバー（同行者を含む）
- (4) 本協会に団体登録した加盟団体（都道府県パワーリフティング協会、全日本実業団パワーリフティング連盟、全日本学生パワーリフティング連盟、全日本高等学校パワーリフティング連盟等を含み、以下「加盟団体」という）及び当該加盟団体の下部組織並びに加盟団体及び下部組織に所属する役員（以下「加盟団体役員」という）
- (5) 前号に規定する加盟団体又はその下部組織に所属する部長、監督、コーチの他、トレーナー、医師、医療従事者等で競技者に関与している者（以下「サポートスタッフ」という）
- (6) 本協会と協力関係にある団体（日本パラ・パワーリフティング連盟、日本プッシュアップ・フィットネス連盟）並びに当該団体の下部組織及びこれらに所属する個人
- (7) 本協会の正会員、賛助会員として登録した団体及び個人

第3条（本協会の責務）

第1条の目的を遂行するために、本協会は以下の責務を負うものとする。

- (1) 本協会のドーピング防止に関する方針、規程、規則、通知又は処分等（以下「本規程類」という）は、WADA規程及びJADA規程に準拠するものであること
- (2) アンチ・ドーピング活動を所管する専門委員会を設置し、主体的にアンチ・ドーピング活動を展開すること。また、アンチ・ドーピング規則違反（以下「規則違反」という）の疑いがある場合、第2条に規定される団体及び個人並びに他の団体及び個人が当該規則違反に関与していたかどうかの調査（ヒアリングや開示を受けた資料の精査等を含むがこれに限られない）（以下「ドーピング調査」という）を行うことを含め、全ての規則違反の可能性について積極的に追求す

ること

- (3) 規則違反に関する不審情報、疑惑情報又は当該規則違反に関する情報を入手した場合、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）に報告し、ドーピング調査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング調査に協力すること。又は当該報告及び協力を加盟団体に要請すること
- (4) JADAの方針に従い、その活動に協力するとともに、その運営上の決定又は活動を妨げないこと。また、アンチ・ドーピングに関する国内機関及び団体と協力すること
- (5) ドーピング防止教育及びWADAの規定する「教育に関する国際基準」(ISE : International Standard for Education) の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動をJADA又は加盟団体と連携し、推進すること
- (6) 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）、アジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）がアンチ・ドーピングプログラムを実施する場合、これに協力し且つ援助すること
- (7) JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、本協会に選手登録している競技者の他、サポートスタッフに対する規則違反の認定及びこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること
- (8) 本協会の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること
- (9) WADA規程及びJADA規程の違反を防止するために、適切な措置を講じること
- (10) 聴聞を要求することなく、IPF、JADA又はその他の署名当事者による規則違反の認定を承認し、且つ尊重すること。ただし、その認定がWADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- (11) アンチ・ドーピング機関の独立性を尊重すること
- (12) WADA規程第15条及JADA規程第15条に従い、アンチ・ドーピング機関の決定を実施すること

- 2 第2条第1号に規定される団体及び個人は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関連する第6条、第7条、第8条及び第9条で規定する情報を入手した場合、当該情報をJADA又は本協会が公表するまでは第三者又は不特定多数に提供又は開示してはならず、また、JADA又は本協会による公表後であっても、常務会又は理事会の承諾なしに無断で第三者又は不特定多数に提供又は開示してはならない。また、ドーピング調査に関与する者は、本協会、JADA及び関係するアンチ・ドーピング機関以外に、入手した情報を常務会又は理事会の承諾なしに無断で第三者又は不特定多数に提供又は開示してはならない。

第4条（加盟団体等の義務）

加盟団体は、アンチ・ドーピング活動を推進するために、WADA規程、JADA規程及び本規程類を遵守し、これらに準拠するアンチ・ドーピングに関する諸規定を設けなければならない。

- 2 加盟団体は、自ら主催する競技会もしくは普及・選手強化活動等又はその下部組織が主催する競技会もしくは普及・選手強化活動等に関係するサポートスタッフに対して、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことを求めなければならない。また、このことを競技会もしくは普及・選手強化活動等に参加するための条件とすることを規則として定めなければならない。
- 3 加盟団体は、規則違反の疑惑情報又は当該規則違反に関する情報を入手した場合、本協会に報告しなければならない。また、ドーピング調査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング調査に協力しなければならない。
- 4 前号に定める他、加盟団体は、前条第1項第4号乃至第12号に定める事項についても遵守しなければならない。
- 5 第2条第6号に規定される団体及び個人は、本協会のアンチ・ドーピング活動に賛同しこれを受け入れ、WADA規程、JADA規程及び本規程類に準拠するアンチ・ドーピングに関する諸規定が適用される場合があることを理解し、本協会又は加盟団体のアンチ・ドーピングに関する活動に協力しなければならない。

第5条（競技者等の義務）

競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) WADA規程、JADA規程及び本規程類の他、IPF、APFにアンチ・ドーピングの関係規定又は通知等がある場合、これらを理解し、遵守すること
- (2) アンチ・ドーピング機関が行う検体の採取にいつでも応ずること
- (3) 自己が摂取し、若しくは使用する医薬品、サプリメント、ドリンクその他一切のものに禁止物質が混入することのないよう、責任を持って管理すること
- (4) 医療サービスを受ける際は、医療従事者に対して、ドーピングに関する禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝えるとともに、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたJADA規程のドーピング防止規則に違反しないことを確認すること（禁止薬物の治療目的使用に係る除外措置（TUE：Therapeutic Use Exemption）の申請を含む。）
- (5) 規則違反に関してドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること
- (6) 本協会に選手登録していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者が、本協会公認競技会に参加する場合、少なくとも当該競技会の申込期限の6か月前に、自己の費用負担により本協会が指定または承認する検査機関で検査を受けるとともに、本協会に選手登録すること
- (7) 本協会の選手登録時に、別途定めるアンチ・ドーピングに関する誓約書に記名捺印の上、本協会に提出すること。尚、誓約書は、書面での提出の他、インターネットのオンライン手続きにより提出することができる
- (8) 全日本大会に出場する場合、本協会が主催するアンチ・ドーピング講習会（以下「講習会」という）を受講した上で、発行された受講証明書の控えを全日本大会参加申し込み時に提示すること。また、「摂取医薬品・サプリメント申告書」を大会主管協会に提出すること
- (9) 18歳未満の競技者は、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続き

に関する親権者の同意書を大会主管協会に提出すること

(10)国際大会に出場する競技者は、WADAが主催するアンチ・ドーピングに係る教育プログラムを受講すること

(11)アンチドーピング機関に求められた場合、自分のサポートスタッフ（監督、コーチ、スポーツ関係者、医療関係者、保護者、家族等、競技のサポートを行う一切のスタッフの一部又は全部を指す。以下、本規程において同様とする。）の身分を開示すること

2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

(1) 加盟団体に所属する競技者、支援する競技者及び自らに適用されるWADA規程、JADA規程及び本規程類の他、IPF、APFにアンチ・ドーピングの関係規定又は通知等がある場合、これらを理解し、遵守すること

(2) 競技者の検査プログラムに協力すること

(3) 競技者に対して、ドーピング防止に関する啓発、指導、教育等を徹底すること

(4) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使して、アンチ・ドーピングの姿勢を育成すること

(5) 規則違反に関してドーピング調査をするアンチ・ドーピング機関に協力すること

(6) 正当な理由なくしていかなる禁止物質及び禁止方法も使用、保有しないこと

3 大会主管協会は、大会参加申込みの締め切り後速やかに、第1項第8号の規定により提出された「摂取医薬品・サプリメント申告書」及び同第9号の規定により提出された親権者の同意書をアンチ・ドーピング委員会に引き渡すものとする。

第6条（検査）

本協会は、WADA規程及びJADA規程に従ってドーピング防止機関（JADAを含む）が行う適切な検査及びその分析結果を受け入れ、これを承認する。

第6条の2（簡易検査の導入）

本協会は、前条に定めるドーピング検査とは別に、ドーピング行為の抑止及び競技者における意図しない禁止物質の摂取を防止することを目的として、本協会独自の簡易的な検査（以下「簡易検査」という）を実施することができる。

2 簡易検査の対象となる競技会や対象者の選定、実施方法等の詳細は、アンチ・ドーピング委員会がこれを定め、理事会の承認を得るものとする。

3 簡易検査は、WADA規程及びJADA規程に準拠するものではなく、その結果をもって、第7条に規定するアンチ・ドーピング規則違反として扱うものではない。

4 競技者は、本条に定める簡易検査の対象者となった場合、その趣旨を理解し、検査に協力しなければならない。

5 競技者が、正当な理由なく本条に定める簡易検査の対象者としての協力を拒否した場合、または第6条の3に定める調査への参加を正当な理由なく拒否した場合、本協会は、当該競技者に対し、当該大会への出場要件を満たさないものとする。

第6条の3（簡易検査における措置）

本協会は、簡易検査の結果、陽性反応が示された競技者に対し、アンチ・ドーピング

委員会を通じて聞き取り調査（以下「本聞き取り調査」という）を実施することができる。

- 2 本聞き取り調査は、陽性反応の原因を究明し、競技者への事実確認及び意図せぬ摂取等の再発防止に向けた教育的指導を行うことを目的とする。
- 3 本聞き取り調査の対象となった競技者は、本協会が実施する本聞き取り調査に応じるものとする。
- 4 本協会は、本聞き取り調査によって得られた競技者の個人情報を厳重に管理し、本人の同意なく第三者に開示してはならない。ただし、今後のドーピング防止の啓発活動に役立てる目的で、個人が特定できないよう情報を加工した上で活用することができる。
- 5 本協会は、簡易検査で得られた情報のみを唯一の証拠として処分の基礎となる重要な事実認定を行い、当該競技者に対し第9条及び第13条に定めるその他の処分又は制裁措置を課すことはない。ただし、第6条の2第5項に定める措置についてはこの限りでない。

第7条（規則違反の根拠）

第2条に定める団体及び個人が、WADA規程及びJADA規程及びアンチ・ドーピングに関する一切の規則に違反する場合は、本規程に違反したものとして扱うものとする。

第8条（アンチ・ドーピング規則違反決定の承認）

WADA規程及びJADA規程に準拠し且つ正当な権限を有するアンチ・ドーピング機関により、本協会に対して、ドーピング検査の対象競技者が規則違反したとの正当な決定通知がなされた場合、本協会はこの決定を受け入れ且つ尊重するものとする。

第9条（本協会の処分又は制裁措置）

本協会は、前条の規定に基づく規則違反の決定通知を受けた場合、又はアンチ・ドーピングに関する規則違反が認定された場合、違反が認定された競技者又はサポートスタッフ（以下「競技者等」という）に対する処分又は制裁措置の内容、期間等について、WADA規程及びJADA規程に準拠してコンプライアンス委員会において協議した結果に基づき、理事会において決定するものとする。

- 2 前項の決定に基づく処分又は制裁措置は次の通りとする。

（1）当該競技会に関する措置

①当該競技会における順位を剥奪し、メダル、賞状等の表彰品又は授与されたものの全ての返還を求める。

②当該競技会で樹立した日本記録等を含め、認定した全ての記録を取り消す。

（2）競技者等の資格及び身分に関する措置

①日本代表選手団から除名し又はその選考対象の資格をはく奪する。

②違反認定された競技者が本協会の役員・職員又は専門委員会委員の場合は、本協会の役員・職員倫理規程によることなく、解任及び正会員登録の抹消に加え、制裁措置の期間中、本協会の役職等に就く資格を剥奪する。

③その他、審判資格の停止等、コンプライアンス委員会の協議に基づいて理事会において決議された処分又は制裁措置を追加することができる。ただし、当該

処分又は制裁措置の内容は、WADA規程及びJADA規程第10条に定める措置の範囲内であるものとする。

(3) 経済的措置

本協会から受領した助成金、派遣費等の返還を求める。違反が発覚する前に交付されたものも同様とする。また、違反の内容に応じて、将来の助成金等の交付を受ける資格の全部又は一部を剥奪する。

- 3 本協会は、前項の規定に基づいて処分又は制裁措置を受けた競技者等が所属する加盟団体及び所属するトレーニングジム、クラブ等の団体に対して、その処分等に関する通知を行うとともに、当該競技者等に対して前項に準じた必要な措置を取るよう指示することができる。

第9条の2（制裁金及び損害賠償）

競技者等が、国内競技会または国際的な競技会において規則違反を犯したと認定された場合、本協会が国際パワーリフティング連盟（IPF）に対して所定の制裁金の支払い義務が生じる場合があることを踏まえ、本協会が別途定める制裁金を速やかに本協会に納付しなければならない。

- 2 前項の制裁金の負担割合は、以下の各号の通りとする。

- (1) トレーニングジム、クラブ等の団体に所属していない個人登録の競技者等であってサポートスタッフがいない場合は、競技者等の本人が制裁金の全額を負担する。
- (2) ジム、クラブ等の団体に所属する競技者等又はサポートスタッフを持つ競技者は、制裁金の半分を負担し、残りの半分を所属する団体又はサポートスタッフが負担する。ただし、違反行為への関与の度合い等、特段の事情があると本協会が認める場合、コンプライアンス委員会の協議を経て、理事会がその負担割合を別途定めることができる。

- 3 競技者等の違反行為が認定されたことにより、日本国内で開催予定であった国際競技会、またはその他の競技会、イベント等が中止または延期となった場合、本協会が被った損害（キャンセル料、会場費、人件費、その他一切の経費を含む）については、その損害の賠償額を違反者及び関係するサポートスタッフ、所属団体に請求することができる。

第10条（手続き）

規則違反が問われる全ての事案は、WADA規程及びJADA規程に準拠して適切に手続きが行われ、判断され且つ関連条項に従って認定がなされた場合、本協会はこれらに従うものとする。

第11条（不服申立）

- 1 規則違反を犯したと認定された競技者等は、その内容について不服申立をすることができる。
- 2 不服申立については、WADA規程又はJADA規程の該当する規定に従う。

第12条（処分又は制裁措置の取り消し）

- 1 規則違反を犯したと認定された競技者等について、後日、当該規則違反を犯していない

いことが判明した場合又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所（C A S：Court of Arbitration for Sport）、日本スポーツ仲裁機構（J S A A : Japan Sports Arbitration Agency）もしくはドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は、規則違反及びその結果として課せられたあらゆる処分又は制裁措置を取り消すものとし、この規程第9条による処分又は制裁措置が課されたことが通知された全ての人に対して、その取り消しの旨を報告するものとする。

- 2 前項に規定する処分又は制裁措置の取り消しに伴う手続きは、本協会の「競技者等に関する倫理規程」第14条（資格の復活等）に準拠して行われるものとする。

第13条（本協会の処分又は制裁措置）

- 1 第2条に規定される団体及び個人が、第3条、第4条及び第5条の規定に違反した場合、JADAによる処分又は制裁措置の対象にならない場合であっても、本協会としての処分又は制裁措置を別途行うことができる。
- 2 前項の処分又は制裁措置の検討に際しては「倫理委員会規程」に規定する倫理委員会の対象とせず、コンプライアンス委員会で協議し、理事会で決定する。この場合、処分内容の検討に際しては、「倫理委員会規程」、「競技者等に関する倫理規程」、「役員・職員倫理規程」及び「加盟団体規程」の規定に準拠する。
- 3 前項の規定により処分を受けた者は、その処分内容について不服がある場合、「倫理委員会規程」において規定する手続きにより不服申立をすることができる。

第14条（通知及び情報公開）

この規程に基づいて処分又は制裁措置が課せられた場合は、本協会はその内容を下記宛に送付する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会
 - (2) WADA規程第14条第1項及びJADA規程第14条第1項に基づき、アンチ・ドーピング規則違反に係る通知を受ける者
 - (3) 世界パワーリフティング連盟（I P F）
 - (4) JADA及び世界ドーピング防止機構（WADA）
 - (5) 本協会が通知を必要と考えるその他の関係機関及び関係者
- 2 本協会は、アンチ・ドーピング規則違反に関する決定が下され、不服申立ての権利が放棄された場合、または不服申立て手続きが完了した場合、当該決定から20日以内に、以下の情報を含む事案の処理結果を本協会のウェブサイト等で公表することができる。
- (1) 競技種目
 - (2) 違反したアンチ・ドーピング規則
 - (3) 違反を犯した競技者またはその他の人の氏名
 - (4) 関与した禁止物質または禁止方法（もしあれば）
 - (5) 科された措置（資格停止期間及びその開始日を含む）
- 3 前項の規定にかかわらず、違反を犯した者が18歳未満の者、要保護者である場合、本協会は、氏名等の公表を行わないか、または事案の事実及び状況に相応しい範囲での限定的な公表とする。
- 4 第2項及び第3項に定める情報公開は、第3条第2項に定める守秘義務に優先して適用される。ただし、アンチ・ドーピング規則違反の嫌疑に関する情報であって、まだ最

終決定に至っていないものについては、厳格にその機密性を保持し、公表が認められる範囲及び手続きを遵守しなければならない。

第15条（啓発活動、防止活動）

- 1 アンチ・ドーピング委員会は、この規程第1条（目的）を踏まえ、競技者、サポートスタッフを含めたパワーリフティング関係者（以下「競技者等」という）を対象に、第5条第1項第8号に規定する講習会を実施する。
- 2 前項に定める講習会は、ドーピング問題に関する意識付けを図るために、ドーピング検査方法、TUE、禁止薬物等に関する事項を内容とする。この講習会は、アンチ・ドーピング委員会が年度初めに年間実施計画書を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。尚、講習会の具体的な実施方法（インターネットを介したオンラインでの開催を含む）、講義内容、受講申込み等の詳細については、別途定めるものとする。
- 3 アンチ・ドーピング委員会は、前項に定める講習会とは別に、加盟団体又はブロック、都道府県協会から講習会の開催要請があった場合、これに応じるものとし、理事会の承認を得た上で、主催者と連携して取り組むものとする。
- 4 アンチ・ドーピング委員会は、前二項において定める講習会を受講した競技者等に受講証明書を発行する。この受講証明書の有効期限は、受講日から1年間とする。
- 5 全日本大会に参加する競技者には、この規程第5条第1項第7号に規定された誓約書の他に、アンチ・ドーピングの意識付けに必要な書類の提出を求めることができる。又、ブロック大会においてドーピング検査が実施される場合も、競技者に必要な書類の提出を求めることができる。尚、これらの必要な書類は別途定めるものとし、内容により、アンチ・ドーピング委員会との連携、協力を図ることができる。
- 6 講習会の実施にあたり、JADAを含めて、アンチ・ドーピングの関係機関への各種届け出、申請等の手続きが必要な場合は、アンチ・ドーピング委員会が担当する。ただし、本協会の会長名での手続きが必要な場合は、事務局が担当する。これらの手続きは、その都度、理事会に報告するものとする。
- 7 講習会の講師は、原則として、アンチ・ドーピング委員会が担当する。本協会の外部から講師を招聘する場合、アンチ・ドーピング委員会が講師選考の手続きを行い、講師候補者は理事会の承認を必要とする。
- 8 第2項に規定するTUEに関して、本協会は競技者に対して、JADAが事前申請を認めている全日本大会の開催要項に、当該事前申請の案内を記載しなければならない。尚、事前申請が必要でない全日本大会及びブロック大会については、ドーピング検査の対象になっている場合において、事前申請を行うことが好ましい旨の案内を行うことができる。
- 9 アンチ・ドーピング委員会は、第6条の3に定める聞き取り調査から得られた知見を、個人が特定されない形で分析し、今後の講習会の内容や啓発資料に反映させるよう努めるものとする。

第16条（協議事項等）

- 1 この規程において定義されていない用語、疑義のある事項等について、その意味及び内容の判断はWADA規程、JADA規程並びにJPAの定款及び関連規程類に基づいて行うものとする。

2 前項に定めるものを除き、この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第17条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決定する。

<附則>

- 1 この規程は、平成27年9月25日に制定し、同日より施行する。
- 2 この規程は、平成28年1月24日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成28年2月10日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、平成31年3月9日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、平成31年4月7日に改訂し、同日より施行する。
- 6 この規程は、令和元年8月12日に改訂し、同日より施行する。
- 7 この規程は、令和4年2月16日に改訂し、同日より施行する。
- 8 この規程は、令和5年8月24日に改訂し、同日より施行する。
- 9 この規程は、令和5年10月5日に改訂し、同日より施行する。
- 10 この規程は、令和7年12月12日に改訂し、同日より施行する。

ドーピング防止規程第5条第1項第7号に
規定された誓約書

アンチ・ドーピングに関する誓約書

(公社) 日本パワーリフティング協会 御中

この度、私はアスリートとして、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程及びJPAのドーピング防止規程を順守し、定められた規則に従ってスポーツマンシップとクリーンスポーツの精神に基づいて競技することを誓います。ドーピング検査の対象になった場合、これを拒否せず、検体採取に応じることを誓います。この誓約書を提出しなかった場合、競技会に出場できない場合があることを了承し、そのような事態になった場合でも、一切の不服を申し立てしません。また、仮にアンチ・ドーピング規則違反に関する決定が下され、不服申立ての権利が放棄された場合、または不服申立て手続きが完了した場合には、以下の情報がJPAのウェブサイトで公表されることについても、予め了承します。

- (1) 競技種目
- (2) 違反したアンチ・ドーピング規則
- (3) 違反を犯した競技者またはその他の人の氏名
- (4) 関与した禁止物質または禁止方法（もしあれば）
- (5) 科された措置（資格停止期間及びその開始日を含む）

年 月 日

住 所 _____

署名（自署） _____ 印